皇室事項

御祝電

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首とそれぞれ御祝電を交換された。

ロシア国大統領閣下
カメルーン国大統領閣下
マリ国大統領閣下

天皇陛下から各国の新年に際して次の各国元首へ発せられた御祝電に対し、新年に際して天皇陛下へ御祝電を寄せられた。

バーレーン国国王陛下
エジプト国大統領閣下
モロッコ国国王陛下

天皇陛下は、新年に際し、次の元首く御祝電を発せられた。

ジブチ国大統領閣下

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

トリニダード・トバゴ国大統領閣下
ガボン国大統領閣下
エチオピア国大統領閣下
オーストラリア国総督閣下
スウェーデン国国王陛下
マーシャル国大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
ナミビア国大統領閣下
パラオ国大統領閣下
モンゴル国大統領閣下
メキシコ国大統領閣下
ローマ法王台下
サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王
モルディブ国大統領閣下
インド国大統領閣下
トルクメニスタン国大統領閣下
オーストリア国大統領閣下
チェコ国大統領閣下
ドイツ国大統領閣下
アイルランド国大統領閣下
ウズベキスタン国大統領閣下
アメリカ合衆国大統領閣下
ロシア国大統領閣下
キルギス国大統領閣下
英国女王陛下
スリランカ国大統領閣下
タイ国国王陛下
中華人民共和国主席閣下
ハンガリー国大統領閣下
エジプト国大統領閣下
カンボジア国国王陛下
ラオス国国家主席閣下
サンマリノ国執政閣下
パナマ国大統領閣下
ウクライナ国大統領閣下
ミャンマー国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
ペルー国大統領閣下
オランダ国国王王妃両陛下
ベルギー国国王陛下
フィンランド国大統領閣下
スペイン国国王王妃両陛下
カタール国首長殿下
ヨルダン国国王陛下
ノルウェー国国王王妃両陛下
カナダ国総督閣下
シンガポール国大統領閣下
バングラデシュ国大統領閣下
オマーン国国王陛下
モンテネグロ国大統領閣下
ブルガリア国大統領閣下
ギリシャ国大統領閣下
モロッコ国国王陛下
セネガル国大統領閣下
ベトナム国主席閣下
クロアチア国大統領閣下
トルコ国大統領閣下
イタリア国大統領閣下
ポーランド国大統領閣下
フランス国大統領閣下
アゼルバイジャン国大統領閣下
クウェート国首長殿下
ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下
ブルネイ国国王陛下
アフガニスタン国大統領閣下
モルドバ国大統領閣下
タジキスタン国大統領閣下
ポルトガル国大統領閣下
コートジボワール国大統領閣下
モーリタニア国大統領閣下
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
ジョージア国大統領閣下
スロベニア国大統領閣下
マルタ国大統領閣下
カザフスタン国大統領閣下
イラク国大統領閣下
ブルキナファソ国大統領閣下
スロバキア国大統領閣下
リトアニア国大統領閣下
ラトビア国大統領閣下
キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下
アルジェリア国大統領閣下
インドネシア国大統領閣下
マリ国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表）の一部を平成29年４月６日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成29年４月17日

農林水産大臣　山本　有二

第６の１の(5)を次のように改める。

(5)　まさば及びごまさば

（単位：トン）

都道府県名	数量
東京都	24,000
静岡県	19,000
三重県	59,000
和歌山県	13,000
島根県	29,000
高知県	14,000
長崎県	35,000
宮崎県	23,000
鹿児島県	29,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

（注）第３の３の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。